

笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年3月18日 午後3時00分開会

出席委員

委員長	村上寿之君
副委員長	安見貴志君
委員	河原井信之君
"	内桶克之君
"	益子康子君
"	田村泰之君
"	西山猛君
"	大貫千尋君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議長 畑岡洋二君

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
係長	上馬健介

議事日程

令和7年3月18日（火曜日）

午後3時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 一般質問等について

(2) その他

午後 3 時 00 分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆さん並びに議長におかれましては、本会議、全員協議会後のお疲れのところ議会運営委員会に御出席を賜りありがとうございます。

○村上委員長 それでは早速会議に入ります。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、議会事務局より局長、次長、係長が出席しております。本日の会議の記録は係長にお願いいたします。

傍聴の申出がありましたので、これを許可しました。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いします。

○畠岡議長 第1回定例会が終わって本当にお疲れのところでございますが、急遽、議会運営委員会の開催ということなりまして、ありがとうございます。議会運営に関してということになりますので、しっかりと議論して頂ければありがたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

[議長退席]

○村上委員長 それでは早速協議事項に入ります。

本定例会における市長の議場内の発言の件、反問権の件の2点を協議したいと思います。最初に市長の議場内の発言の件なのですけど、一回休憩します。

午後 3 時 02 分休憩

午後 3 時 26 分再開

○村上委員長 休憩前に引き続き協議を再開したいと思います。

先ほどの件につきましては、次の4月21日の全協のときに、議長からお話を頂く、全協でみんなの前で話をして頂くということで・・・。

[「その前に議運を」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 その前に一回議運をやったほうがいいという提案がありました。皆さん・・・

[「議長に読ませる文書作つとけ・・・」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 田村委員から、その前に議運をやったほうがいいということなのですがどうですか。別にやる必要ない。それともやったほうがいいか。

[「やったほうがいい」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 全協前・・・。

暫時休憩します

午後3時27分休憩

午後3時28分再開

○村上委員長 協議を再開いたします。

次の会議は4月の21日の全協の前の9時に行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○山田議会事務局長 通常4月10日ぐらいに6月定例会の打合せの議運があつて・・・

[「それでいい」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 今の点は取りあえず終わって、次に反問権なのですが、さつき皆さんから貴重な意見を頂いたのですが、会派で持ち帰って決めろというようなお話もあったのですが、一回会派に持ち帰って決めてもらって、それを一回出してもらって・・・

[「うちの会派はなくす方向で・・」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 一回会派に持ち帰って協議してもらって、また戻してもらうという考え方もありなのかなというお話があったのですが、それに対して・・

内桶委員。

○内桶克之委員 いまの説明では、なくすことだけが出ちゃったのですけど、確認するための反問権というのが反論になっちゃっているから反問というのをやめようという形になったのです。確認をすることなので石松議員が言ったように、それにかわる言葉は入れなきゃならないと思うのです。それができなかつたら反問権のままで残すという形もあるので、委員長が言ったように、もう一度議論をしてもらって、もう一回議運で協議してもらったほうがいいと思います。

以上です。

○村上委員長 はい、西山委員。

○西山猛委員 まず今日、議会運営委員会の決定事項として、筋だから報告したのです、全協で。全員協議会でした。それについて、議論してくれみたいになったから、その場にいないから分からない、いろいろな意見が出て、全国的にはどうだとかという言い方になったのだけれども、実際は反問権の行使なんかできていませんよ。反問権そのものが、反問とは要するに問うことだから、これはどうなのですかと問うことです。それについては、予算を持ってないほうはそれに対して答弁できない。だからあまりふさわしくない、整合性がないというので、なるほどなと思ったのです。なぜ思うかというと、今まで反問権ということを明確に行使した執行部はいません。確認だけです。本当に僅かな確認、要

するに聞き取れなかつたとか、どの部分ですかというのは僅かなことだから、それは反問権という響きよりも、何か確認するための言い回しのほうがいいのじゃないかと思うのです。その確認の権限を与えるのは当然だと思います。当然、議長の議事整理権の中でも行使できるだろうし、上位法になっているわけだから、それはそれでいいと思うのです。整合性だけとれればいいと思うのです。だから、今日お話した反問権をなくします、但しということで、但しの部分をきちんとやりましょう、だと思うのです。

○村上委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 今日全協でも、何回も手挙げてもちょっと発言できなくて、この場で話ししようと思うのですけど、反問権をなくすという説明が全協でありましたけれども、私もその反問ということに対して認識が足りなくて、後から調べたのですけれども、反問というのは、質問者の質問がよく理解できなかつたときに、すいませんもう一度言って頂けますか的なことだけなのです。反論的なことは絶対執行部はできませんのでルール上、反問権というのは全国的に統一された言葉だったのです、私も後から調べて分かったのですけれども。ただ、反問権がなければその議会のやりとりが、例えば質問者が言葉足らずで伝わりきれなかつたときに、相手方は理解ができないわけですから、そこで反問権が絶対に必要になってくるので、反問権は必要なことだなというふうに私は後から理解したので、議員の皆さんには申し訳ないのですけれども、反問権は必要だろうと。反対意見を言うような言葉の響きというような感じで、前回、ちょっと議論になったと思うのですけれども、それでは実はなかつたのです。なので、やっぱりその反問というのは必要だというふうに私は思います。言葉のルールとして思います。

○村上委員長 はい、田村泰之委員。

○田村泰之委員 全協でお話しさせて頂いたように、議長の反問権の話。石松議長、飯田議長がやつたと思いますが、反問権の説明を入れて一般質問に進んでいけばいいのじやないかと私は考えております。

以上でございます。

○村上委員長 ほかございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 それは形容詞にの名称の問題なのだよ、反問権の主たる意味は何なのと言つたときに、要するに、益子議員が私が市長だとして質問したとする。市長が反問します。益子議員のこういう質問の中でこういう話も出でますけど、その数値的なポイントをもしできれば教えて頂きたいというのも、反問権の中に入るし、質問の説明にも入ります。そういう中で、何となく反問権はいろいろな市町村の議会にいまだに残つてゐるけど、要するに、言葉的に古いのです。そうだったらば、議会運営をスムーズに進める中では、質問権でいいと思うのです、逆に言えば。反問権を与えてというと、じゃ反問権の中身つて何よ。反問権の誤解をされないように、石松議長に、1年間に1回ぐらい、3月の定例

会なら3月の定例会で、反問権を付与してありますという、その反問の解釈を、こういうことなのですということを言ってやらないと分からぬで言葉だけが一人歩きしちゃうのじやないのと言ったことがあった。

[「私もそういった意味で前回誤解していた」と呼ぶ者あり]

○大貫千尋委員 反問権という言葉は、現代風の言葉に合っていない。質問の内容を深めるために質問の内容はこういうことでいいのですかという質問内容の確認は、議長権限であるべきだという意見です。うちの会派の意見は。個人の意見はいいけど、自分の会派に持ち帰って会派の意見をきちんとまとめた上で、議運に報告してくれないと、今日みたいな全協になるから、その辺の意見は個人の意見で構わないけど、会派の意見をきちんと取りまとめた上で。

○村上委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 そうなのです。確かに古い言葉なのだとおっしゃいましたけど大貫委員、私も反問というから反対的なことを言うのかと思って、前回はちょっと認識が足りなかつたので、その後、認識が変わったということが確かにあります。

○大貫千尋委員 会派内で、まずまとめてきて。個人の意見は構わないから。

○河原井信之委員 後から思えば。前回、小沼教育長が反問した。あれは反問じゃないのじやないかという話もあったのですけど、後から思えば、あれこそが反問だなというふうに後から理解したのです。

○村上委員長 はい、内桶委員。

○内桶克之委員 河原井委員、それは反問になっていないのです。議長が認めていないのだから。許可を得て確認するということですので・・・

○村上委員長 暫時休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時44分再開

○村上委員長 休憩を取り戻して会議を再開いたします。

次回は4月10日に議運を行う予定ですけど、そのときに会派の意見をこの場に提供して頂きたいということを皆さんに御理解して頂きたいということでお願いできればと思います。

○村上委員長 はい、河原井委員。

○河原井信之委員 一つ確認なのですが、条例的な反問という意味合いは、確認しますというような形でその言葉を変えようかという表現の仕方、そういうことでよろしいですか。会派に持ち帰ってちょっと確認したいのですけれども。

[「それも含めてです」と呼ぶ者あり]

○大貫千尋委員 議長の判断ができる範囲なのです、今言ったのは。例えば産業経済部長

が、河原井委員の質問に対して質問の要旨はこういうことでよろしいのですかという確認を議長を通してすること。これは、もう大丈夫。

[「分かりました」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 大丈夫ですか。

そのようなことで皆さんよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 それではそのように決しました。

以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御苦労様です。

午後3時46分閉会